

第 13 回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時 平成 23 年 8 月 30 日 (火) 13 時 30 分 ~ 15 時 30 分
開催場所 高知城ホール 2 階 中会議室
参加者 (委員)
根小田渡委員 (委員長)、金子努委員、高村禎二委員、戸田文友委員、
中越利茂委員、橋本誠委員、森永洋司委員
(高知県)
田村林業振興・環境部長、
國吉森づくり推進課長、渡辺企画監 (分収林改革担当)、
原行政管理課長、稲垣総務福利課長
欠 席 武田裕忠委員
司 会 森づくり推進課 山中

(司会)

では時間になりましたので、ただ今から第 13 回森林整備公社経営検討委員を開催いたします。

私、事務局を担当しています、森づくり推進課の山中です。どうぞよろしく願いいたします。

本日、武田委員におかれましては、所用のため欠席との連絡を受けております。

最初に、お手元にお配りしております資料のご確認をお願いいたします。

一番上が、第 13 回高知県森林整備公社経営検討委員会、配席表でございます。

次に、本日の検討委員会の会議次第でございます。

次に、資料 1 「森林整備公社分収造林にかかる土地所有者へのアンケート」でございます。

次に、資料 2 「アンケート結果による不採算林の分離・分割等の可能性について」でございます。

次に、資料 3 「高知県森林整備公社経営検討委員会スケジュール」でございます。

次に、資料 4 「新公益法人制度への対応について」でございます。

最後に「公社だより」でございます。平成 23 年 7 月発行の「ねっとわーくとさ公社の森」第 9 号でございます。

本日の資料は以上でございますが、不備がございましたらお申し付けください。よろしいでしょうか。

本日の日程はお手元の会議次第のとおりです。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。根小田委員長、

よろしく申し上げます。

(1) 「改革プラン」に関する各委員の意見について

・経営方針の具体的な見直し案について

(根小田委員長)

はい。委員の皆さま、大変お忙しいところをお集まりいただきありがとうございます。

前回の委員会では、大分前になりますが、公社の経営方針の具体的な見直しの中で、特に不採算林を分離する、あるいは分割する形で考えていくと。

その場合、分離・分割した後の不採算林の整備策について、4つぐらいの考え方があるということで、それについていろいろ議論してきたわけですが、最終的に整備策をどうするかということ判断する上で、問題は土地所有者の方の意向と、それから考え方の中に林業事業体の方に、分離・分割した後の管理・整備、そういうものを委託するというか、引き受けていただく。

そういう受け皿になっていただくという考え方もありましたので、その場合には林業事業体のご意向が問題になるわけですので、その辺りの土地所有者及び、林業事業体の方のご意見を伺っておく必要があるということで、事務局の方でアンケート調査等を行っていただきまして、その調査結果をまとめていただいておりますので、まずそこから報告をお願いしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

(事務局)

はい、それでは事務局の方から資料1に基づきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、「森林整備公社分収造林にかかる土地所有者へのアンケート」でございます。

委員会の意向を受けまして、7月にアンケート調査を実施いたしました。すべての土地権利者1,671人に対してアンケートをした結果、約30%、512名の土地所有者の皆さまからご回答をいただきました。

それと併せまして、土地所有者への直接の聞き取りを実施いたしました。これは東洋町の方から宿毛まで5名実施をいたしまして、その結果を集計させていただきました。

ちょっとめくっていただきまして、アンケートの協力のお願ということで、4ページにこのアンケートの文案を付けまして、その裏の5ページに、今審議をしている4案、「分離・分割の可能性」の4案の趣旨に沿った形でアンケートをさせていただいたということでございます。

手前に戻っていただきまして、1ページです。

まず、問1「今後の分収造林の管理・整備」。

今、公社が管理をしている分収造林を、地元の森林組合とか事業体に管理・経営を移管することについてどうでしょうかという趣旨の問いをしたところ、中ほどにございますように、61%は「現行どおり公社に管理をお願いしたい」という回答があった一方で、「必要であれば、そういう地元の事業体に管理をお任せしてもいい」と言ってくださった土地所有者が28.5%おりました。

それから若干でございますが、「公社の持ち分を買い取って、自ら管理する」と、そういったご回答をいただいた土地所有者の方もございました。

そのアンケートの中で、土地所有者の皆さまからたくさんの意見をいただきまして、その抜粋をここへ書かせていただいています。

主なものとしましては、まず、「アンケートその他意見」の一番上にありますように、「民間事業者に山林の長期管理をお任せすることにはちょっと不安がある」とか、下の方、同じような意見なんですけれども、土地所有者に直接の聞き取りをしたときにも、「森林組合との信頼関係」とか、「組合が行き詰ったときにどういった支援がいただけるのか、そういう部分が不安だ」とか、またそういう「移管先の事業体が十分に管理してくれるかどうか」とか、「倒産リスクはどうなのか」とか、そういった不安要因といたしますか、そういった意見が一方ではありました。

が、公社の非常に厳しい現状ということをアンケートの中でもお示しをさせていただいてまして、そういうことを考えれば、年をとって、なかなか管理をするのが大変なので、条件として「現行どおりの分収割合ということであれば、地元森林組合とか民間の会社に管理をお任せしてもいいよ」と、そういった意見もございました。

それと、土地所有者の方から直接聞き取った中で、「契約した時には県とか公社からいろんなメリットの話があった」と。「分収造林事業をやっていたら管理も十分やっていくし、一定の分収金もお支払いができると、そういったメリットばかりの話があったのに、現状は違うじゃないか」と。そういうことを踏まえたら、「やはり公社で管理するのが筋ではないか」と、そういった意見もございました。

あと、買い取りの話なんですけれども、アンケートの中ほどにあるんですが、共有林について、「共有者を取りまとめて、話をつけていただければ一括で買い取ってもいい」とか、そういう意見もありました。

そのほかに、「公社造林は民間の山に比べて、間伐等の手入れが十分にできてないんじゃないか」とか、そういう話もございました。

それとか、本音の話と言うことで、「安くてもいいので早く皆伐をしてもらって、自分の代で現金化をしたい」と、そういうお金をいただくことを楽しみにしておるといふような意見もございました。

それと最後の端にございますように、森林環境税の話がありまして、「公社の山も含めて、年次ごとに地域集中型で間伐をするべきではないか」と、そういった意見もございました。

分収造林の管理・整備の可能性については、以上のようなアンケート結果があったということでございます。

次の2ページをお開きください。

これは土地所有者が、今、分収割合40%を持っているわけですが、それをこれから今までどおり持っていたいとか、売却を希望しているとか、そういう趣旨のアンケートをさせていただきました。

したところ、やはり71.7%の方は、「これまでどおり所有したい」という回答がありました。

一方で「売却を希望しているが21.9%」、それとか「行政に寄付したいが2%」、いわゆる手放したいという希望の土地所有者が全体の1/4いることが判明しておりますので、これは分離・分割とは直接関連しないですけれども、一定対応を検討する必要があるのではないかということでございます。

アンケートの意見ですが、特徴的な意見としましては中ほどにありますように、例えば80年に長伐期施業ということで契約を伸ばすということにしておりますけれども、「そういう契約は長い」と。できたら早く売って、先ほどと同様でございますが、「売却をしたい。土地付きで売却ができたらありがたい」というような話もございました。

それと、あと寄付の話ですが、下の方にありますように、管理者、これは公社を指しておるのではないかと思います、「40%の分収割合を寄付したい」とか、「社団法人に寄付したい」という、そういう意見もございました。

それと、直接聞き取りの下の端の行にございますように、「行政が買い取ることも検討するべきではないか」と。例えば環境林という形で買い取ると。「市町村では実施しているところがあるので、検討していただけないだろうか」というような意見もございました。

次に3ページでございます。

これは分離・分割の後の話になるんですけれども、分収割合の変更についてちょっとアンケートをさせていただきました。

公社の経営が非常に厳しいということで、土地所有者にもそういう現状を踏まえて、ご協力をいただけないだろうかという趣旨のアンケートをさせていただいたところ、「現状の分収割合を継続いただきたい」という土地所有者が76.6%と圧倒的に多かったということでございます。

一方で、「分収割合の変更についてもやむを得ない」と言ってくださった土地所有者が13.9%おりましたが、アンケートの意見、そして土地所有者からの直接の聞き取りの限りでは、非常に多くの批判的な意見をいただきました。

アンケートその他意見のうち一番上にありますように、「分収割合の変更は契約違反ではないか」と。土地所有者への直接の聞き取りでも、「現状と契約は別だ」「原契約どおりの分収割合でお願いしたい」、そういう話が主でございました。

厳しい意見としましては、アンケートその他の4ボツ目ぐらいにありますように、例え

ば「価格が上がった際に持ち分を増やす選択肢、こういうことはまず考えんだろう」と。逆にそれにもかかわらず、「持ち分を減らすなどという選択肢はないじゃないか」というような意見。

それと、先ほどの問1でもありましたように、「契約時にはいい話ばかりだった」と。それが、「分収造林事業が非常に厳しくなったということで、こういう分収割合を下げるとかいうような願いはちょっとおかしいじゃないか」というようなお話もございました。

そういう批判的な意見の一方で、アンケートの中では「個人的にはなかなか管理が難しい」、「分収割合を下げてでも公社に管理をお願いしたい」と、そういった意見。

それとか、やはり「分収造林事業がこんなになったのは、政策を推進した国が悪いがやないか」と。「山林所有者に負担を求めるよりも、政策を推進した国に責任を問うべきじゃないか」と。

それとか、「全国で統一して国に現状を改善すべき働きかけをするべきじゃないか」と、そういうふうな意見もございました。

それとちょっと提案型の意見といたしましては、アンケートの抜粋の中ほどよりちょっと下の方に、「契約内容の変更については、次の案を提案する」というところがございまして、「今の分収割合を6：4のまま現物で配分する」と。いわゆる「公社は6割分を管理して売ってください」と。「土地所有者は4割を管理してその後自由に売る」と。ということで「管理費が4割節減できるんじゃないですか」と。そういうふうな提案型の意見もいただきました。

以上がアンケート結果でございます。

次に6ページをお開きください。横長の表でございまして、これは土地所有者の意向を聞く一方で、事業体への聞き取りをいたしましてその結果でございます。

6月の下旬から7月の下旬にかけて、西から東まで12事業体に直接出向きまして、いろいろと意見を聞かせていただいたということでございます。

うち、森林組合は8つと。それからあと4つは民間の事業体でございまして、県の方でプロポーザルで間伐事業をお願いをしておる事業体に意見を聞きました。

中ほどから下の方に、「聞き取り（意見抜粋）」ということで付けてございまして、総じて肯定的な意見が多かったという感触でございました。

例えば、「一定規模の団地で管理を任せいただいたら、安定的に仕事ができるメリットは非常に大きい」と。これが1番でございました。

それとか、「請負より自分くでやれば施業の自由度があってやりやすい」と。例えば「作業道一つ付けるにしても、いろいろと仕様書に縛られるとか、そういうことがなくて、いわゆる事業体のノウ・ハウで仕事ができる」と。「そういうところが非常に大きい」と、そういう意見がございました。

それとか中ほどにありますように、5つ目のボツのように、「民間がやることによって細やかな整備ができて、作業道整備などで収益率のアップが期待できる」。「いい山にし

ていける」といったこととか、「管理を任せてもらえれば、土地所有者、公社に利益を還元する自信がある」とかいうことで、こういう「提案があればぜひやりたい」という事業体が総じて多かったということでございます。

一方で、真ん中にあります課題的な意見でございますが、やはり「公社の山は林齢が若いということで、引き受けたはいいが、赤字になる可能性がある山が多い」。だから「そういう山を引き受けるということは、事業体の経営にとってどうかということを考えんといかんで、ケースバイケースでそれは判断させていただきたい」といった意見もございました。

それとか、事業体への分収割合とか、事業体が管理するということになる、「造林補助金が公社の85%ではなくて、68%に下がりますので、そこら辺は一定支援をいただきたい」と、県の方のバックアップをいただきたいと、そういった意見もございました。

それと一番最後のボツでございますけれども、いわゆる事業体は仕事もできるし、自由度が高いということで希望はあるんですけれども、果たして「管理運営を任せられる事業体のプランニング能力」といいますか、生産性とか技術力を持った事業体は県内では少ないのではないかと。そういう森林整備にかかる理念を持った、プランニング能力がある事業体の選択が非常に重要といった意見もございました。

その他の意見としましては、1ボツ目にありますように、これまでは「公有林はジャブジャブとは言いませんけれども、管理料をたくさん使ってきた」と。けれども「これからは森林に見合った低コストで管理していく。そういう視点も大事だよ」というような話とか、「地域の林業体はやはり地域での信用が重要」ということで、「公社の山を引き継いだからと言っても、食い散らかして、いいところ取りということはできん」と。責任があるよというような意見もございました。

そういう総じた意見でございますので、あとのページはそれぞれの事業体からの聞き取りを書いてございますので、ちょっと説明を省略させていただきます。

以上でございます。

(根小田委員長)

はい。ありがとうございました。

土地所有者に対するアンケート、聞き取り、それから不採算林の整備にかかる受け皿になっていただくということを想定している、林業事業体への聞き取り調査の結果について報告をいただきましたが、ご質問、ご意見等ございましたらどなたからでも、いかがでしょう。

ちょっと初歩的な質問をさせていただいていいですかね。

(根小田委員長)

まず土地所有者へのアンケートなんですけど、1,671、回答512と、こうなってるんです

が、この1,671というのは全部ですか。要するに、公社の分収林事業の対象全所有者ということでしょうか。

(事務局)

ええ、公社の分収造林は「教育の森」とか「森農造林」とかの二種類あるんですけども、そういう土地所有者の皆さまも含め委員の皆さまにお配りしました、公社の「ねっとわーくとさ」というパンフレットの発送先に送らせていただきました。

(根小田委員長)

はい。僕が聞いたかったのは、要するに評価をしましたよね、採算・不採算みたいなことを。つまりA・B・C・D・E全部含まれているかどうかということです。

(事務局)

はい、その土地所有者は全部含まれています。

(根小田委員長)

全部含まれている。調査の対象になったのは全部含まれているということですね。

それからもう一つは、土地所有者のアンケートの中で共有林云々というのがあるんですが、これはどういうことなんでしょうか。要するに共有林というのも、この公社の分収林事業の対象なってるわけですか。

(事務局)

はい。山もそうなんですけど、土地の所有は個人だけではなくて、何人かで共有してある、そういう山についても分収造林をしています。

(根小田委員長)

それは複数の対象者と契約をしているということ。

(事務局)

そうです。

(根小田委員長)

それからもう一つ。まことに初歩的な話で申し訳ないんですが、最初に契約、スタートした時の、その後は何年かにわたってやられたんだと思いますけれど、最初の段階でこの分収林契約を結ぶ時に、土地所有者とお話ししましたよね。その時に、アンケートの結果の中で、むしろ「県とか公社の方が大変熱心に頼んだんだ」と、こう書いてますが、そう

すると、その場合に過去の経緯を知っている方がおられたら教えていただきたいんですけども、公社の分収林事業とは契約しない、という所有者もおられたわけですか。もちろんおられたわけですね。

(事務局)

そういった意向の土地所有者もおられたのではないかと思います。

(根小田委員長)

そういうことですね。

話を伺っていると、この事業というのはそもそも非常に条件の不利な地域で、土地所有者、山林所有者が個々の所有者の段階では造林だとか管理だとかなかなか難しいので、県だとか国がやると。

その代わり分収という形で、収益部分を4割、6割みたいな形で分収にするんだというような話を僕は聞いていました。

そうすると、そういう契約に応じられなかった所有者というのは、どういう形で自らの保有しておる森林は管理されたんですか。要するに放ったらかしになってますか。その辺はどうですか、売却されたのかとか、いろんなケースがあるんでしょうね。

(事務局)

おそらく昭和30年代というのは、高度経済成長期でどんどん材価も上がって、伐ったら儲けるような時代であったと思います。こういう状況の中、国の拡大造林政策にもとづき手前の奥山じゃない所からどんどん植林が進んで行って、奥山をどうするかということで昭和33年に分収林特別措置法ができて、それに対応して公社が36年にできて、分収造林事業のもとに土地所有者にお願いしていったということではないかと思います。

ただ、そういうふうに材価が上がっておるわけですから、土地所有者は自分で管理した方がずっといい、管理ができる、奥山でもそういう方はきっと当時はいらっしやったと思います。

そういう方はおそらく自分で管理するとか、場合によってはほかの事業体の方にお任せするとか、そういう形で分収じゃない方法で山の経営管理をする事にしたのではないかと思います。

(根小田委員長)

その場合は、自分で管理とか造林のコストは負担せないかんわけですね、土地所有者が。

(事務局)

はいそうです。

(根小田委員長)

だけど、そもそもそういう造林だとか管理コストが見合うような地域でないから、国とかがそういう、管理とか造林のコストを負担してやるという趣旨じゃなかったんですか。

そこがよく分かりますけど、国とか県が熱心に頼んできたから、むしろ協力したんだというふうにおっしゃってるわけですよね、所有者の方は。実態としてそうだったんですかね。

それだったら、もし土地所有者で造林コストを負担できるんだったら国だとか県、公社がやる必要はないんじゃないでしょうか。

(事務局)

やはり基本は民間の事業体、民間の土地所有者もそうなんですけれども、そういう土地所有者が管理しがたいような山を中心に、政策的にやっていく組織を作った。それが林業公社であったと。

(根小田委員長)

それは、要するに所有者の方もそういう要望があったからじゃないんですか。所有者の方が自ら自分たちで造林だとか管理のコストを、例えば集团的にせよ何にせよ、国だとか何かの援助なしにやれるのであれば、国が損して政策的に配慮する必要はないと思いますし。

(事務局)

当時のことはよく分からないんですけど、国の方も一定誘導したのかもしれませんがけれども、おそらく地元からもきっとそういう要望があったんじゃないかなと。

土地所有者の意見があるものの、実際道もない奥山はなかなか管理が厳しいので、それを何とか管理する方法を考えてくださいという話は、おそらく一方ではあったんじゃないかなと。

けれどもそれに乗かって、こういうことでどうですかということで、公社とか県がお願いに行って双方の利害が一致したら契約が成立したというような、ことではないかと思えます。

(根小田委員長)

契約の見直しについて、契約違反だと、当初の契約はね。県とか公社の方が頼んできたんだと、むしろ協力ですよ。それに県とか公社が協力を願うからそれに応じたんだ、というような声が出てくるのは、僕はちょっと理解しがたい面があって。

(事務局)

アンケート結果で書かれている内容は土地所有者の、一部ですが、そういう土地所有者側からの意見があったのは事実です。

ただ、みんながみんなそういう意見かどうかというのはちょっと分からないんですけども、そういう意見があったのは事実です。

(根小田委員長)

はい。ちょっとついでに質問をさせていただくと、事業体の方の聞き取りのところで、肯定的な意見と課題的な意見と両方あってという、総括のところでは書かれてますけれども、こここのところは不採算林というか、そういう所の管理を引き受けていただくという話なんでしょうか。

(事務局)

いわゆる、Bランク以下の山ということになります。

(根小田委員長)

そうです。そうすると肯定的な意見と課題的な意見の中に、両方あるんですけど、肯定的な意見の方は、その辺のところは承知の上でこういう意見が出てきてるんですか。

(事務局)

はい、そうでございます。今、A・B・C・D・Eにランク分けをしておるのは、過去の投資額を含めたものになっておりますので、実際にこれから先に必要な投資額と、入ってくる収入とを比較したときに、収入がこれからの投資額以下になる山というのはEランクだけです。D以上の山につきましては、これからの投資額よりも収入の方が多ということなんです。

そこで線引きをしたときに、民間の事業体は、一定補助金をもらえれば管理費用以上の収入が見込める可能性が高い、やり方によっては経営体に赤字が出ない形でできると、そういう考え方です。

(根小田委員長)

B以下のものについて。

(事務局)

そうです。過去の投資額というのは、公社が今まで負担してますので、それは移管する経営体が負担するものではありません。

これから先の管理費以上に収入が上がる山というのは、圧倒的に多いわけですから、後

でちょっとそれも説明をさせていただきますけれども、そういう考え方でいけば、D以上の山については、やりようによっては事業体が赤字にならないと、そういうことでございます。

(根小田委員長)

そうですか。はい、分かりました。

そうすると、仮に森林組合さんなんかの場合だったら、そういうふうな受け皿として引き受けた場合にも、管理コストとしてはそれほど大きな負担になるということに必ずしもならないということなんでしょうか。

(事務局)

やはり山によると思います。切捨間伐だけなら補助が出なくなりましたので、そういう山が多ければコストがかかるということです。

ただ、利用間伐ができる山については、やりようによっては一定収益が上がりますので、その仕事をする部分のお金は少なくとも事業体は赤字にならない可能性が高い。

(根小田委員長)

分かりました。すみません、ちょっと初歩的なことばかりお聞きしましたが。

委員の方、この土地所有者及び事業体運営のアンケート・聞き取り調査の結果についてご質問等ございましたら。

特に、よろしいですか。特にないようでしたら、次の議題にさせていただきます。

今日の議事は、今後の報告書の具体的な見直し案について、どういう方針でいくかというのを、そろそろまとめる時期にかかっておりますので、各委員のご意見を伺いたいと思います。先ほどの土地所有者とか林業事業体へのアンケート・聞き取り調査の結果を踏まえまして、事務局の方で、不採算林等に係わる「分離・分割等の可能性について」、整理をしていただいた資料がございますので、その資料の説明からお願いをいたします。

(事務局)

資料2ということで、よろしくお願いたします。

先ほどのアンケートと、事業者からの聞き取りを踏まえて作った資料ということでございまして、まず「現状認識」でございますが、アンケート結果につきましては先ほどご説明をさせていただきましたとおり、経営移管につきましては、28.5%が必要であればやむを得ないと。

次に地上権の購入希望、これは0.8%ということで少なかったと。

土地と地上権の4割の売却希望、これは21.9%であったと。

それから行政等への寄付が2%で、いわゆる手放したいという方が、両方足したら約

24%で1／4いたということでございます。

あと分取割合については、これは厳しい意見がいろいろあったんですけども、13.9%はやむを得ないという意見をいただいた。この部分は、次回の検討委員会の全体のプラン等の取りまとめのときに、協議をさせていただきたいと考えております。

(2)の、経営移管を想定する場合の事業体の聞き取りでございますけれども、肯定的な意見が多かった。ただし、移管をするにあたっての課題といたしましては、やはり移管事業体の経営管理能力、そして倒産リスク、そういう部分の課題があると。

それから財政支援、これは公社並みの85%補助ができるように措置する必要があるのではないかと。このことによって経営体のリスクを減らしていくという措置が必要ではないかということとか、移管するための土地所有者からの同意を取り付ける、ここは一定課題ではないかということでございます。

「方向性」といたしましては、課題はありますけれども、下の表にございますように、個々の事情に対応した分離・分割というのは可能性が高いのではないかと、事務局としてはそういうふうと考えております。

この表を少し説明をさせていただきたいと思っております。

この1から4までは、これまで検討委員会の中でメリット・デメリットとか、いわゆる収支的にどうかというところを検証した内容でございますけれども、それを更に細分化をした形にさせていただいております。

特に、事業体の聞き取りにもありましたとおり、この2を中心とした分離・分割は、可能性はあるのではないかとということございまして。

それはそれとして、1番目のこの「売却」というところでございますが、いわゆる公社の地上権を売却するんですけども、これは、購入希望の方が0.8%しかいませんでしたので、可能性は薄いんですけども、右にありますように、例えば公社の分取割合の持ち分を民間の林業経営体を買っていただくということも、一定選択肢としてはあるのかなと考えています。

これは下の、土地所有者が土地と分取割合の持ち分を売りたいということに連動するわけですけども、例えば、土地所有者の土地と分取割合の持ち分を買っていただける民間事業体があった場合に、併せて公社の分取分6割を時価で買っていただくという選択肢もあるのかなということで、一応ここへ書かせていただいたということでございます。

それとあと、売却ではないんですけども、いわゆる分離・分割手法としましてEランクの無償譲渡の可能性について、本日の検討委員会の中でご議論いただけたらということでございます。Eランクの、いわゆる公社の持ち分を土地所有者に無償で譲渡できないかということでございます。

この場合、無償譲渡に伴い契約解除しますので、今、公社が有利子負債の繰上償還ができることとなります。

今、有利子負債の将来利息が約31億円くらいあって、この無償譲渡による契約解除がで

きたら、繰上償還により 1ha あたり繰上償還により、1ha あたり 20 万円程度将来利息が軽減できると、いうことになります。

ただし、この E ランクの山に投資してきたお金が、45 億 3,000 万円ほどございます。それをヘクタール当たりで換算しますと、約 180 万円。で、無償譲渡すると、その投資したお金が一方で返ってこなくなるということになります。

ただ、置いておいても確実に赤字になる可能性が高い山ということでもございまして、もちろん E ランクの山というのは、今 17.2%程度あるんですけども、これはもう一回、再精査の必要は当然あるんですけども、皆伐して赤字が増える、クヌギ山とか、そういうふうな山については、思い切ってヘクタール当たり 20 万円の将来利息を節減するための、無償譲渡ということも一定選択肢があるのかなということでも書かせていただいたということでもございます。

それと 1 点だけ。前回の委員会で森永委員の方から、「無償譲渡をしたときに税金がどうなるか」というご質問がございまして、税務署の方で確認をしましたところ、いわゆる無償譲渡の相手方の土地所有者には、雑所得となるため課税されることがわかりました。その場合の山の評価ですが、ケースバイケースなんですけれども、たとえば市場価逆算方式で判定をして、それに基づいて雑所得という形で課税をされるのではないかという、非公式ながらの回答をいただいております。

それと、2 番目の「新契約案」は先ほどお話をしたとおりでもございまして、仮にそういった一まとまりの山が地域でできたら順次、例えば公募型のプロポーザル方式で経営を移管するというものもあるのかなということでもございます。

ただ、今後の平均伐期が 36 年くらいございまして、それを伐期までの長期契約というのは非常にリスクがございまして、契約の方法は、検討しなければならないと考えています。

もう一つは、お金の話になるんですけども、例えば、新契約案で土地所有者 4、それから公社が今 6 あるのを 5 にして、それから森林組合に 1 割分取割合をあげて、5 : 4 : 1 の 3 者契約のような形にしたときに、これはざっくりの話なんですけども、ヘクタール当たり 50 万円で山を売れるとしたら、1 割公社は収入が減ると。いわゆる 1 割分を森林組合に渡しますので、だから 5 万円のお金は減ると。

一方で、先ほど言いましたように、将来利息がヘクタール当たり 20 万円軽減できますので、合わせれば 20 - 5 で、ヘクタール当たりでいくと 15 万円程度、それは 50 万円ということでも設定した場合なんですけれども、節減ができていくという形にはなろうかと思いません。

ただし間伐収入とか、それにかかる労務賃といえますか、公社の管理費が若干上乗せになろうとは思いますが、ヘクタール当たりのお金の面でいうと、そういう形ではないかなというふうに考えております。

それとあと「SPC」の、3 番目の話でもございます。

これは前回の検討委員会の中では、「土地所有者が直接、土地と分取割合の4割を民間の経営体に出資する形」というご説明をさせていただいたんですけれども、それは、土地所有者から同意をいただける可能性は低いということで、例えばなんですけれども、民間の事業体がそういう土地を土地所有者から直接買い取って、民間事業体がSPCの会社に出資するという方式は、それは可能性としてはあるのではないかとということで、記載をさせていただいたということでございます。

それと、分離・分割をしたときに、デメリットとしては、公社の場合約15,000ha持っている山のスケールメリットという点では、マイナスになってくるということになります。

最後に、「土地所有者の土地と分取割合持分の購入」ということでございますが、これは、これまでの検討委員会の中でも「新たに税金をつぎ込んで」というお話がございました。

ただ、直接公社・県が買うということではなくて、売却を希望している土地所有者を特定して、いわゆる斡旋という形で、民間の林業経営体を買っていただくということが選択肢としてあるのではないかと。ここは21.9%の土地所有者がおりますので、そういった対策を今後検討していく必要があると考えています。

それとあと、公共団体への寄付につきましても、若干おりますので、そういった土地所有者への対応もあわせて考えていく必要があると考えています。

最後に、環境林として県なり市町村が購入するとか、そういう形で公的団体がこの山を持ち続けると。特にEランクを中心とした、いわゆる非経済林という形になろうと思うんですけれども、そういう山を中心とした環境林化ということは、選択肢としてあるのかなと考えています。

この場合に、地域活性化事業債というのがございまして、これは充当率75%で、あと元利償還金に30%の交付税があたります。こういった制度を活用しながら、公的団体が環境林として保有するというのも、選択肢としてはあるということでございます。

それと、最後になりますけれども、やはり伐採をした後の再造林ということが非常に問題になってきます。

例えば土地所有者の皆さまが、そういった分離・分割案に応じていただけない。かといって、いわゆる保安林で植栽、再造林の義務がある山で、伐るにも伐れないとかいう山が仮に出てきたりした場合は、非皆伐施業という形で、例えば岡山の公社なんかやっておるんですけれども、間伐とか択伐を繰り返して、間へ広葉樹を植えて混交林のような形で土地所有者に返すという形の、直接の分離・分割ではないんですけれども、そういう選択肢を検討する必要があるということでもあります。基本的にはいろいろなやり方を組み合わせながら、できることをやっていくというようなまとめさせていただいたということでございます。

ちなみに、次のページを開いていただきたいと思います。

横長の表がございまして、これが「公社営林」ということで、14,600ha ございまして。分布を見ていただいたら分かりますとおり、県の西と、東に公社営林が多く、北とか仁淀川筋

など中心部にはは、あまり公社の山がないという状況になっております。

分離・分割をするとすれば、東の方か西の方が中心になるのではないかというようなことと、あと下の端に全体でAランク、B～Dランク、Eランクと書いてありますが、いわゆるEランクは17.2%、2,500haでございます。

それで、Dランクから上の山が83%近くございます。これが、先ほども言いましたように、過去の投資額を除けば、黒字になる山ということになります。

それで、いわゆる分離・分割の対象になる可能性がある山というのは、BからDのこの78%の山が中心になる。場合によってはAランクとした山も、例えば一体で山の、管理をお任せする際に、経営をおまかせする可能性もあるというようなこともあるのではないかとということでございます。

それとあと最後のページは、これは今まで、こちらの分離・分割を検討してきた概要を表にしたものでございますが、仮に分離・分割とかいうことになると、もう一度再整理がいるということでございます。

例えば、この「別会計案」のところを見ていただいたら分かりますとおり、これは山を持ち続けて、会計をAとBの一部の、いわゆる黒字になる山を収益事業にして、B・C・D・Eを公益事業にするとかいう案もあったんですけども、基本的に公社の分収造林事業は、これは収益事業ではないという、あとで説明させていただきますけれども、国税局の判断もあったりして、ここの表の検討内容については、実際の方向付けが決まった際には少し見直しをさせていただきたいなということございまして、いわゆる分離・分割の、この真ん中の二つの部分を掘り下げて検討して現在に至ったという、そういう表でございます。

以上が資料2の説明ですので、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

今後の分離・分割等の方式ですね、やり方、進め方についてまとめていただいているんですけども、いかがでしょう、ご意見。

(森永委員)

すみません、最初の説明の際に聞くべきだったんですけど、このアンケートですけど、1,671の送付数で回答が512件ということなんですけど、あとの1,000件近くの方につきましては未回答ということでもよろしいですか。

(事務局)

はい。

(森永委員)

それと、回答率 30.6%とありますので、その回答率が土地所有者の 1,671 名を代表しているものと考えて、これを進めると言うことで大丈夫でしょうか。

(事務局)

皆さまの、土地所有者の意見を反映しているかどうかというのは、ちょっと微妙なところはありますけれども、おおよその実態はこういうことではないかなというふうに思っております。

ただ、1,600 人の皆さまはいろいろなお考えを持っていると思いますので。やはり具体的に、皆さまにあたってお話を聞いてみないと分からない部分もあるということで、総じてこういう裏付けが取れたというふうに思っております。

(根小田委員長)

はい、ほかいかがですか。

ちょっと素人の理解で申し訳ないですけど。大体、全体の傾向として土地所有者の 1/4 ぐらいは、「売却してもええけど」みたいなことだと。それで 3 割程度はこの経営移管でも構わない。ただ 1 割ぐらいは、自分が買う。

0.8%ですんで、そんな感じになっているということ。

そうすると、大体これで 55~56%はカバーしてるみたいな感じなんですかね。そのあとの残り部分は、今後公社なり県が、もしこういう方向でいくとしたら説得というか、お願いしてみるみたいな対象になるわけですかね。

ただそれでも、「いや、原契約どおりだ。従来どおりやってくれ」みたいな、一切変更なしだというふうに来られた場合には、対応としてはもう仕方ないということになるわけですかね。

(事務局)

ペーパーで頂いた回答でございますので、実際に方向付けをして土地所有者にお願いといたしますか、ご相談をしたらもっと増える可能性はあると思います。

最終的には方向付けが決まれば、例えば売却についても斡旋をするなど少しずつ進めていくという方法になります。

もう一つの、委員長の方からお話がありました、「絶対にもう現状維持」という方については、それはもう契約どおりにやるしかないのかなと。だから、分取割合も含めて「今まで約束どおりやってくれ」と言われたら、約束どおり伐ると。伐って、最後に「土地所有者に山をお返しする」というふうに、粛々とやっていくしかないのかなというふうに思っています。

(根小田委員長)

ほか、何かご意見ございませんか。

(金子委員)

これまで何回か出てきた話だと思うんですけども、合意解除なり、契約変更ができない場合の対応という問題で、今肅々とやらざるを得ないというお話が事務局からありましたんですけども、一応事情が大きく変わっているという点を捉えて、そこは今後の方向もあると思うんですけども、「必ずしも契約条項には縛られないんだ」というような主張も、法的には成り立ち得るのかなと。

当然合意で、契約の変更なり解除なりという話をしてからということになるかと思えますけども。

ただ、その主張が裁判なりで認められる可能性があるということではないと思いますので、そこは他の森林公社の動向ですとか、そういったものも慎重に伺いながら対応していくことになるかと思えます。ただ、申し上げたとおり契約に縛られるというのが原則でございますので、肅々とやっていくということに基本的にはなるかと思えます。

そういう考え方もあり得るということで、申し上げたいと思います。以上です。

(森永委員)

作業にとりかかる時期なんですけど、例えば売却となりますと、売却のじきですが、例えば木をもう少し太らせておいて、売却となったら「せいの」で売却するのか、その辺りどんなように捉えたらいいでしょう。

(事務局)

公社の地上権の話ですね。

仮に来年から取り組むとすれば、土地所有者にお話を聞いて、あといくらで売るか。公社持ち分の木の評価をして、それからやるという形になるかと思っております。

(森永委員)

例えば来年ぐらいにやるとすれば、来年度ということでしょうか。

(事務局)

来年中になるかどうかはちょっと分からないんですけども、500名中4名、そういう「買ってもいいよ」という方がおりましたので、それは、そういう交渉はする必要があると考えています。

(森永委員)

そうしますと、売却金額がどれくらいかなと思うんですけど、場合によったら損が出る

ということもあるんですかね。

(事務局)

先ほど言いましたように、公社の山というのはこれまで投資してきたお金がヘクタール当たり 180 万円とか、そういうレベルになり、それは土地所有者の方も厳しいと思いますので、時価で例えば 50 万円で伐ればその差額が、公社の赤字になるという形にはなります。

(森永委員)

その時の、損の承認といいますか、認めていただけるというか、そういった部分はどうなるのでしょうか。

(事務局)

そこは、ちょっとご議論をいただきたい部分です。無償譲渡の話とやはり同じような考え方になってくると思いますので、判断の必要な部分となります。

無償譲渡と同じなんですけれど、無償譲渡でなくて有償で譲渡するとどうなるかといいますと、今まで投資してきたお金がほとんど返ってこなくなる一方で将来利息がヘクタール当たり 20 万円程度軽減されるという、部分がありここは、無償譲渡と同様の考え方になります。

(田村林業振興・環境部長)

ちょっと補足させていただきます。

もう委員の皆さまもご承知のとおりなんですけども、分離・分割のねらいというか、一番分かりやすい効果というのは、一つは公社の経営の身軽さというか、公社が身軽になって公社自身の経費が落ちる、というのが一つのメリット。

それからもう一つ、有利子負債ですね。高利の有利子負債について契約を解除するということによって、有利子負債が軽減出来る、そのための借り換えについて、一定県が融資をするなどの条件があるわけなんですけど、そういう条件が満たされれば有利子負債が軽減できるという、大きく二つが一番分かりやすいメリットだと思っております。

そういう意味からいうと、先ほどの「いつまでに対応するんですか」ということでは、できるだけ早く対応しないと、利息の軽減メリットというのが小さくなってきますので、やるのであれば、この無償譲渡とかいうと権利放棄みたいな話もありますが、できればやはり 2 番に書いてますが、経営移管のようなことを中心にやるべきではないのかなというふうに思っておりますけれども。

そういうことをやるにしても、いずれにせよ、例えば 5 年以内とかいう、限られた期間で集中的にやっていくような必要があるのかな、というふうには考えているところです。

(中越委員)

先ほどの説明の中で、2の経営移管のところ、経営体に10%の管理費を支払った場合、仮に50万円で販売されたときに公社のデメリットは5万円ということと、それからもう一つ、何か20万円という説明があったと思いますが。

(根小田委員長)

利子ですね。

(中越委員)

利子っていうのは。

(事務局)

現在、公社の有利子負債が約80億円あります。それを、ずっと約定どおりに償還をしていったら、利息が31億円発生します。それを15,000haで割ったら、おおよそhaあたり20万円の利息が発生するという事です。

だから、経営移管とか無償譲渡をすれば、いわゆる契約解除という形になりますので、繰上償還ができるわけです。それで繰上償還したら将来利息がいらなくなる、その額が1haあたり20万円ということです。

(中越委員)

いわゆる、契約がなくなるというところで償還というところに。

(事務局)

そうです。今、公社が経営主体で土地所有者と契約してますが経営移管するときには一回契約を解除しまして、経営主体は民間事業者で公社、土地所有者の3者契約するという事になります。

(中越委員)

民間事業者を経営主体とみるんですか、要は、原契約が変わるというところで償還ということ。

(事務局)

いや、一回原契約は解除をして、経営自体も事業者にお任せするという事です。

(中越委員)

管理を任すということでしょう。

(事務局)

管理も経営もお任せし、公社は分収割合だけ残すことを想定しています。

(中越委員)

経営までということになると。

(事務局)

公社が補助金をもらって事業体に発注をしていましたが、これからは事業体がダイレクトに補助金をもらって、公社の山を管理していくということになります。

(中越委員)

管理はわかりますが分収造林事業自体の基は公社じゃないですか。

(中越委員)

現在将来の伐期は36年間くらいですよ、その36年後には公社が売却して清算するということですか。

(事務局)

いや、事業体が売却して清算することを想定しています。

(中越委員)

そういう契約になるという。

(事務局)

そういうイメージです。

(中越委員)

そういうイメージだけでも、そういうことで事業体にアンケートを取りましたか。

(事務局)

事業体にはそういう話をしました。

ただし先ほど言いましたように、事業体自体が36年間ずっと経営を維持して、倒産せずつにやっつけていけるかどうかという、そういうリスクの部分が当然ありますので、そこは契約の方法を考えていかなければならないと考えています。

(根小田委員長)

最終的に例えば、その山を伐る時期が来た場合には事業体が判断するということ。

(事務局)

事業体の判断で伐っていただくということです。

(根小田委員長)

伐った場合の、収益部分の分配はどこがやりますか。

(事務局)

収益配分も事業体にやっていただくと言う事を想定しています。

(根小田委員長)

収益配分はどのような形になるの。

(事務局)

例えば公社 5 : 土地所有者 4 : 事業体が 1 という事です。

(根小田委員長)

5 : 4 : 1 になると。

(中越委員)

例えばでしょう。

(根小田委員長)

その辺でどうですか。そういう話だそうですが。

(中越委員)

それを理解して、回答したかなという気がずっとしているんです。

(事務局)

聞き取りの結果では説明したとおりです。

(中越委員)

もちろんそうです、聞き取り。36年間…

(事務局)

事業体がメリットを感じているのは、いわゆる利用間伐ですね。そういう部分でずっと仕事ができいくという部分で事業体からは肯定的な意見が多かったということです。

(中越委員)

それは分かります。

けれども36年となると、利用間伐がおそらく3回くらいでしょう。その間36年間、管理をしなければいけないと思うんですよ。ただその中で分取割合の10%というところがどうかなど。

我々、今委員から離れて森林組合という立場で話していますけど。

(事務局)

先ほどのアンケートの資料1でいくと、説明内容は6ページ。これはざっくりとしか書いてないですけども、結局、課題の一番上に「林業事業体の方にすべてお任せします」ということを書かせていただいた上で、ご説明をしています。

(國吉森づくり推進課長)

来年以降の、森林経営計画で5年間の期間で、各事業体さんに、経営の方を所有者から移管して、契約に基づいて経営計画を立てるということの方に林業再生プランの方が動いておりますけれども、その契約内容を今見ましたところ、経営の育成権という部分を完全に任されて、長期の経営を任されているという、ある意味信託に近いような経営内容となっております。

今回、公社を、所有者としての立場で森林組合等が、経営計画を立てていただくような形で移管ができないかと。

当然それが何回か繰り返されて、36年後に主伐期を迎えた時に、一定主伐の権限を与えられないのか、というような検討を今までしてきた経過がございまして、きっちりした聞き取りの中で主伐までのメリットをきっちりとお示しした、とは言えないかもしれませんが、一応全面的に経営をお願いしたいというスタンスで、お話をしてきたというふうに考えております。

(根小田委員長)

はい、その他ご意見ありませんか。

最初のところなんですけど、部長がおっしゃったことで、公社の経営をスリム化するというのと債務負担、利子負担を軽減すると、そういうメリットを言われたけども。

最初の方のこの委員会で、最終的な損失というか、それをできるだけ極小化するみたいな発想がありました。その部分はどうですか、具体的な方向性で見ても。

つまり、例えば県が購入するだとか、お金を出すとか、そういう費用が出来るだけ発生しないやり方ということでは大きく基本的な方向は変わらないということ、この線であれば。

(事務局)

そうですね。前回、分離・分割案の経費面でどうかという審議をした時に、結局4案以外は、基本的には今よりも経費が節減できる。いわゆる購入案以外はそういうお話だったと思います。

だから、これをやったとしても全部できるわけではないですが、できた部分はヘクター当たり20万円程度は将来利息が軽減できていくと。やればやるほど、そういったメリットはあるということでございます。

(根小田委員長)

はい、その他いかがですか。どうぞ。

(高村委員)

このアンケートの内容を見ると、「公社に管理をしてもらいたい」、「民間に管理をしてもらっても構わない」、「公社の持ち分を買い取って自ら管理をしたい」というふうな、そんないろんな選択肢を提示して、それによってこれから方針を決めようということなんですが、土地所有者からしてみるとこういうアンケートが来たので、そんなに深く考えずにやっている人もいるかもしれないわけですよ。

そうした場合、実際にこれをやる時には、こういう選択肢があると。ベースとしては、今まで通り公社が管理する方法があるけど、ほかにこういう方法もあって、それぞれこういうメリット・デメリットがありますよということを、ちゃんと提示して、ちゃんと判断できる環境を与えて進めていただきたいなと。

なんか、善意の全然知らない人があとから騙されたみたいなの、そういうふうな話にはならないようお願いをしたいな、ということをおきます。

それから、この分離・分割方式で、Eランクの公社地上権を土地所有者に無償譲渡するという話を進めるかどうかというのは、今日ここで決めなければいけないと思うのですが、特に法的な問題とか、これをする事で県とか公社が損害を与えたとか、出したとかいうことで訴えられた、そういうことがない限りは進めたらいいとは思いますが。

ただ、地上権をお返ししますからというふうに言われた土地所有者さんは。突然になりますよね、これは。

土地所有者は、自分の貸している土地がEランクかどうかというのは分かってないわけで、急に来て「あとはお任せします」というふうに言われた時に、今までは土地を提供していて1haで500立米くらいとれて、500万円のうちのいくらくらい入ってくるかなとい

うことを勘定していたのが、急にお返ししますとか言われて、見てみたら全然お金にならないという話をするわけですから。

これは県と森林公社さんに見てみたら、返してあげたからよかったですというふう
に思っているかもしれないけれども、土地所有者からしてみたら、急に来たらすごくがっ
かりするかもしれないと思うんですよ。

これ、年金定期便じゃないですけど、やはり森林公社というのは分収林の管理をするの
が仕事の一つになっているわけですから、土地所有者さんに5年に1回くらいは、「お宅
の土地を借りた林地は今これくらい育っていて、評価すると何立米くらいの材があって、
いくらくらいになります」みたいなものを定期的に出してあげる。間伐が入るたびに間伐
した後の写真を添えて、そういうものを出してあげれば、土地を提供した人もすごく安心
できると思うんですけど。

そういうこともなく急に来られたら、ちょっとがっかりだろうなということと、それを
例えばEランクじゃないですけど、ほかの所で民間の、あるいは森林組合さんが土地を管
理するようになったら、そういうことができるようになるかなと、ちょっとそういうこと
を思いましたので、分かったら教えていただきたいです。

(田村林業振興・環境部長)

ここに書いていますが、分離・分割する場合、当然ながらまず分収契約がありますので、
それは当然相手方の同意なしに変えるわけにはいけない。相手方の同意がない限りは、契
約解除はできないということが大前提でございます。

我々として、ここを出しておりますのは、こういう選択肢としてはありますよねという
ことを、本日まで議論いただいたことを踏まえた上で、こういう選択肢がございますねと
いうことの確認をしたいということと、そういう中でやはり我々としては、2の森林組合
等への経営移管を中心に対応は考えていきたい、と思っておりますのでそのご意見をいた
だけたら、というような趣旨でございます。

(高村委員)

ということは、Eランクを無償譲渡するというのも話し合いの上、所有者の同意が取れ
ればそういうふうなことになる。

じゃあ、Eランクで管理をし続けなければいけない土地も、出て来る可能性はあるとい
うことですか。

(事務局)

それは当然あります。

まず、取り組みをするにあたっては、もう一度ランクは再精査をしなければならない。
これは間違いないと思います。

その上で、Eランクの山17%がもう少し減ってくるかもしれない。それで土地所有者には誠意を持ってご相談をして、もし引き受けてくれるのであれば、無償譲渡もあるし、場合によってはそのまま公社が管理していくということも、当然選択肢としてあるということでございます。

(戸田委員)

このアンケート調査自体、結構苦労されたというのは十分理解できますが、回収率も30%の段階。しかもAランクからEランクまで同じ比率のレベルの中で質問をしておるわけですから、ここはやはりどこかの段階で、ランクごとの所有者に対して区分けをした個別の意向というものを聞くことも、私は必要じゃないかと思います。

特に多少乱暴な言い方をすれば、Eランクの山については、どういう形態のところでも将来回収の可能性は0%に近いんですから、この区分については私はむしろ無償譲渡。つまり、そこには債権放棄というのが当然前提でなかったら、引き受けてくれるわけがないと思います。Eランク対象だけで40億円前後の土地がなってくるわけですよ。基本的には、100%放棄をするということも視野に入れて検討しないと、Eランクの山については同じ公社が経営するにしても、移管をするにしても、引き受け手が多分ないだろうと思います。

それからEランクのような山というのは、当初の契約の実態というのは自分も把握してないわけですから分かりませんが、多分、入会林野であったり採草地であったり、当初からいわゆる遊休資産に近いような山について、拙速的に「引き受けてみませんか」という呼びかけをしたものがあって、将来に渡っても十分採算がとれるかどうかの試算を示して契約した山じゃないものもあると思います。

非常に広範囲な面積に渡って、特に入会林野の分については、入会林野法というのができて積極的に県も入会林野を、いわゆる共有化をすることで、「じゃあこの遊休資産を遊ばすよりも木を植えてみませんか」と。「多少の回収があり、今よりはよくなるよ」ということでやったわけです。

実際はそのことをきちんと説明をすれば、そのEランクの山の所有者も相当理解が変わってくるだろうと思います。確かに「木を植えておけば資産増加になるよ」という説明をしたかもしれませんが、元々無理だということは土地の所有者もうすうす理解をされておる部分もあるだろうと思いますから、このEランクのような山については、私はむしろ解約の方向をまず積極的に出すべきだろうと思います。

それから、このアンケートの中にもあるように、「早く立木を処分をしてください」という方もおられるわけですが、これはいわゆるAランクのような山については無理をして先送りしなくても、一定の収益が見込めるんだから、早く伐ってくれという人も結構いると思うんです。

だから、このランク分けの中で多少もう一回意向調査を、こまめにすることで、もう少し

し公社全体の山の内容というのが、我々にもよく理解ができてくることがあるんじゃないかという気はします。

(根小田委員長)

はい、その他ご意見はありませんか。

金子委員、無償譲渡の部分ですよね。もしそうなった場合に、いろんな意味での法的な諸問題というか、可能性としてはどういうことが考えられますか。

(金子委員)

無償譲渡ということで今、戸田委員さんからご指摘があったとおり、債権放棄を伴うというふうになるかと思います。

ただ、そこは県にとってはデメリットなんですけども、他方ご説明のとおり、将来の利息が軽減されるというメリットもあるということで、そのメリッ・デメリットを、県民、議会等で明らかにした上で、承認を得た上で決断をするということになるだろうと。そういう手続きが必ず必要ではないかと思います。

訴えられる危険、訴訟等のリスクは当然あるかと思いますが、そういう手続きを踏んだ上で、説明も丁寧にした上で、そういう決断というのは、責任を伴うものになるのかもしれないけれども、これはそういう手続きを踏んで判断していくことが必要になると思います。

それと債権放棄で財政的な措置が必要になるということであれば、それに見合った手続きを取るといっても、当然かと思います。

(事務局)

無償譲渡の話でございますけれども、やはり土地所有者にどういう形で説明するかということについては、まずもう一度精査をした上で、今の段階では1回アンケートをしますので、実際に取り組む段階でEランクの山については、いずれにしても土地所有者を全員あたらないといけません、直接お会いをしてお話をしながら方向付けをしていくのがいいのかなと考えます。

まずはランク分けをきちんとして、特にEランクについては最終的に金子委員がおっしゃられたとおり、無償譲渡するということになれば県民・議会に説明責任を果たした上でということが大前提になると思いますので、慎重に資産分けをした上で土地所有者にも理解を得た上でという形になるかと思っております。

(戸田委員)

もう一つ、注文を付けるとするなら、例えば無償譲渡の例であとの土地所有者が譲渡を受けた場合に、例えば放置森林になったり、いろんな環境上の問題が出てくる場合には、

むしろここは市町村なりに土地そのものを斡旋をする努力くらいは、整備公社もしてあげないといけないんじゃないかと思います。

その斡旋を受けた地方自治体は、できれば過疎債のようなものを使って、土地を購入し地域の環境を保全していく。契約をした土地所有者に対しては、何らかの土地代金というものが入ることで、私は交渉というものは前に進む場合も多分あるだろうと思います。

おそらく不成功林に近いような所は、先ほども申しあげたように入会林野であったり、元々極めて遊休資産に近いような山を面積がまとまっているということもあって、地域雇用も含めて、無理に進めてきたことも、多分あるだろうと思いますから。

本来整備公社のような公共体が管理をして、不成功林になったのは、どこかに気象的な条件や無理な要素があったからであって、その辺のことは具体的に土地所有者に話せば、私は一定の理解は得られるのではないかと思います。

とりあえず、E ランクのような山については、私は債権放棄を大前提にして積極的に解約をすることは避けられんだろうと考えています。

それから、いつまでも土地所有者を拘束するよりも、むしろただで戻してくれるなら、我々がまたこれから考えるという見方も出てくる可能性があると思いますから、やはりそのことを積極的にお願いするようにしたいと思います。

E ランクからもう一つ上げて、他の山の中で何割かが不成功林になり得るような、そのランクのことにについても同じ取り扱いをせざるを得んのではないかという気がします。

(根小田委員長)

はい、橋本委員、何かございましたら。

(橋本委員)

はい、E ランクの無償譲渡の件、皆さんがおっしゃるように、私も E ランクは土地所有者の合意が取れて諸手続きを取れるのであれば、無償譲渡をすることが望ましいと考えております。

今、選択肢が1番から4番まで4つあって、どれか1つというわけではなくて、土地所有者の合意が得られる選択肢をとっていかれるということなんですけど、前回か以前、それぞれの選択肢の経済的な観点で、収支が今後どうなるかというのを出されてあって、その時は2番の選択肢が収支がプラスになるという効果が一番あるということでしたので、その時に1番であるとか3番であるとか4番を選択するというのも、本来であれば最大限、経済的な効果が高いものをとらずに、売却することとかSPCを活用するという選択肢になるので、それはそれで本来最も効果の高いものを選択しなかったことで、公社や県が責任を負うことがないように注意しなければいけないんじゃないかと思います。

先ほどの無償譲渡をすることによる債権放棄は、議会に説明した上でという話がありましたが、今後選択肢を用意した時に、選択肢があるからということで、どれでも県が提案

できるということにはならないんじゃないかなと、私は思います。

(事務局)

橋本委員がおっしゃられた一番プラスになるのが、2であると。あとの選択肢をとった場合に、これより不利になる可能性があるのではそこは慎重に、というお話でしたが、ただ、これから収益が上がって、公社に一番メリットがある選択肢を最優先はするんですけども、やはり土地所有者の意向というものがございますので、「2はいやよ」と言われたときに、例えば売りたいとか、買おうとか、いろんな選択肢を選択せざるを得ない場合も当然出てくるので、それはそういう選択肢も一定説明ができればやむを得ないのかなと思います。

公社にとって経費的に一番メリットがあるものを最優先し、それができないものについては、次の策をとっていくという形で進めていくのがベストなのかなというふうに考えております。

(根小田委員長)

はい、大体皆様のご意見を伺ってきたわけですけど、一つだけ私の感想を。

ずっとこの間の議論を見ていて思いましたのは、公社が今後どういう方式でやるかというのを議論してきたのは、主として、いわば公社の経営改善とか合理化の論理とか、その基本線は要するに公社の経営をスリム化すると。できるだけこれからの債務負担・利子負担を軽減すると。最終的には損失を極小化するという、そういう観点でやってきたわけですね。

これは、公社の経営の論理であって、利害関係者の土地所有者にはまた別の論理があるわけですね。それから今後その事業を引き継いでいただく、お願いをしようと思定している事業体の方にも事業体の側の論理があると。

そのところが調和が出来ればいいんですけど、調和が難しい面があるわけですね、そうすると結局政治的な解決になると。政治的な解決というのは何かと言うと、一方的にやるやり方もあるんだけど、これはこれで一番望ましくないもので、そうすると次、説得いかお願いすると。これもただ理屈の面で了解していただくということは、難しい場合もあり得るわけですね。

そうすると、戸田委員がおっしゃいましたけど、例えばEランクを無償で引き取ってくださいとした時に、その後のことについて何かやはり補償措置とか、そういうものがやはり、説得だけではなくて何か必要な局面があるかもしれませんね。そこら辺を今後の具体的な取り組みの時に考えていく必要があるのかな、という気がします。

なかなか理解できないこともいっぱいあったんですけども、よくよく考えてみると、公社の側の論理としては、経営をスリム化したい、利子を減らしたい、最終的には損失分を最小にしたいと、いうことであればこういう方式が一番ベストだというふうな公社側の論

理としては出てくるんだけど、それだけではやはりいけないというのは、実態としてはあるじゃないのかなということです。

今日示していただいた、資料2にあります4つの分離・分割の方法・方向性ですね。これはこちらの考え方として、公社の方の観点としては、やはり第2案がベストであるんですけども、ただそれに限定するのではなくて、いろんな土地所有者、あるいは公社の分収林の立地というか、そういうことも含めて、実態に即して可能な方向から速やかに実行に移していくという方向でやっていくしかないのかなと、いろいろ皆さんのご意見を聞いていて私も思いました。

そういう方向で今後進めていくということでもよろしいですかね。まだ細部もなかなか詰めなければならない点があると思いますけど。こういう取りまとめをさせていただきたいと思います。

そういうことでよろしければ、今後の検討委員会のスケジュールについて説明をお願いします。

(2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

事務局の方からご了解をいただきたいことがございまして、前回の委員会の時お話しさせていただいたんですけども、資料3でございまして、

3月の委員会で、9月には改革プランを策定するというお話でございました。しかしながら、この5月以降6月、7月にかけてまして、分離・分割に関する調査等に事務局の方で時間がかかりまして、今回8月の30日に13回の検討委員会がなくなってしまったということでございます。

まことにおそれいりますが、3月の末、いわゆる今年度中に改革プランを策定をするという形に、スケジュール変更をお願いしたいということでございます。

具体的には今回、それから前回、3月、その3回分の検討委員会の協議状況につきまして、9月議会で報告をさせていただきたいと考えております。

その後、10月の中旬以降に14回目の検討委員会を開催させていただきたい。10月と11月に集中的に検討委員会を開催させていただきまして、この改革プランの素案、これを詰めていきたいというふうに考えております。この2回の検討委員会を踏まえ、素案を作り、12月議会にその概要説明をさせていただきたい。

議会の方から素案について意見があると思いますので、その意見を踏まえまして、2月にその議会報告を踏まえた最終案を仕上げる。場合によっては1月に予備日という形で空けておりますので、もしかしたら1月にやるかもしれませんが、とりあえず12月議会を踏まえた最終の改革プランを16回の検討委員会で策定いたしまして、3月になるんですけど、2月議会で報告をして、そののちに最終の検討委員会をやって策定という形で、年度

内に改革プランをまとめたいと。

こういうスケジュールに変更することにつきまして、ご了解をお願いしたいということでございます。

(根小田委員長)

今後の検討のスケジュールについて、従来のスケジュールに多少変更、少し先へ延ばす形になりますけれども、よろしいですか。

それではその他、事務局の方から何か追加・補足事項がありましたら。

(3) その他

(事務局)

報告事項ということで、資料4を説明させていただきたいと思います。

「新公益法人制度への対応」でございます。新公益法人制度につきましては、第2回、22年1月の検討委員会の中で概要について説明をさせていただきました。

その後23年度になりまして、県の担当課、法務課というところになるんですけども、ヒアリングをして、課題とされている項目等々がございますので、これをこの場で現状ということで説明をさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、平成25年の11月までには新公益法人に移行をする必要があるということですが、森林整備公社につきましての移行形態は「公益社団法人」と「一般社団法人」、このいずれかになるかと思っております。

移行にあたり、それぞれ課題がございます。特に一番上の公益社団法人につきましては、「公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎があるか」どうか。いわゆる財務状況が健全かどうかと言う課題がございます。

ご承知のとおり、公社は279億円という、22年度末の長期負債がございますし、2月議会で報告をさせていただきましたとおり、将来の赤字見込みが146億円というような状況で、公益法人に移れるのかどうかという、そういうハードルがあるということでございます。

一方、一般社団法人につきましては、こういった負債には関係なく一応法人登記ができるし、移行におけるハードルは比較的低いというふうに聞いております。ただ一般社団法人に仮に移った場合、他の団体との違いといいますか、公社にこれまで通り県が人的・財政的支援ができていくかどうか。他の移行した一般社団法人にそういうことをしていないのに、なぜ公社に支援ができるかというような、そういった説明責任が必要になって来ようかということでございます。

本県では、一般法人に移った法人が現在2機関ございまして、例えば「高知県地産外商公社」には県が人的・財政的支援を行っているという実態がございます。

そういう課題があるということでございます。

それから、全国の状況でございますが、23年の2月に兵庫のみどり公社がまとめた資料によりますと、全体の37公社の中で、公益社団法人へ移る希望のある公社というのが27公社。一般社団法人へ移る公社が4公社、未定が6公社という状況になっております。うち、この未定公社の中には解散予定の公社も含まれております。

それともう一つ、「林業公社の新会計基準」ということでございます。23年の3月に策定したということで、これもご承知のとおりでございますが、23年度決算からは新しい会計基準を採用していきたいということで考えています。

最後にその他の所に、「公社の分収造林事業にかかる国税局の見解」というところを、参考ということで書かせていただいております。これの意味するところは、「公社の分収造林事業は収益事業ではない」という、熊本の国税局の回答があつているということ。

今やっておる分収造林事業というのは、いわゆる「特定の集荷業者に立木のまま売り渡す」、そういう形態であれば収益事業には該当しない。ただし「小売」とか、立木に付加価値を付けていわゆる加工商品として売ると、そういう行為は収益事業になりますよ。今の森林整備公社のやっておるような形態であれば、収益事業ではないですよという見解が出ております。

それと中ほどのボツにありますように、仮に一般社団法人に移行して分収造林事業をやる場合に、土地所有者に収益を配分するんですけれども、それが「特定の個人又は団体に特別の利益を与えること」に該当するか否や、という質問を広島の実業公社がしてまして、回答としましては、いわゆる「分収造林事業で土地所有者にそういう配分をするという行為については、特定の個人・団体に特別の利益を与えることではないよ」と。

具体的にはイロハのうちのハになるんですけれども、そういうふうな要件がございまして、いわゆる非営利型の法人で一般社団法人に移る場合に、イロハニにあるその項目については、仮に一般社団法人である場合は、ハードルは全部クリアできる可能性が高いと。そういう内容でございます。

2ページ以降につきましては、先ほど言いましたように「公益法人制度改革の概要」ということで、行政改革推進本部が出したパンフレットの抜粋を資料とさせていただきます。ここは基本的に説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上です。

(根小田委員長)

次回の委員会の予定は、10月中旬。

(事務局)

次回の委員会は、10月中下旬にお願いをしたいということです。

(根小田委員長)

最終的には、日程調整を委員の方としていただいて。

(事務局)

高村委員の方から、「公社の今年主伐をした山が、いくらで売れてどれくらいの収支があったんですか」というご質問がございましたので、分かる範囲でお答えをさせていただきますと思います。

「公社だより」の最後のページをお願いいたします。

主伐事業ということで、東洋町の真砂瀬山から今年は6件予定をしております。先日、8月24日に一番上の真砂瀬山と4番目の奈半利町の若杉、それと室戸市佐喜浜町の小保能母、この4件の入札をしまして、真砂瀬山と若杉については落札をしました。小保能母については応札者がおりませんでしたので、入札は成立いたしませんでした。

数字で言いますと、真砂瀬山につきましては、373万円で売れました。それで収支でいくと、残念ながら3,412万円のトータルで赤字ということでございます。それと若杉につきましては、525万円で落札されました。それで収支が1,100万円くらいの赤字となっております。

収支につきましては、概算でございますのでお断りをさせていただきますと思います。以上でございます。

(高村委員)

ここはABCでいうとどういうランクですか。

(事務局)

ABCで言いますと、真砂瀬がDランク、若杉はBランクです。

他の山ですが、例えば市右衛門とかカトコロとかいうのはEランクですし、大木谷もEランクになります。

(高村委員)

なかなか厳しいですね。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

特に何かご質問ございますか。よろしいですか。

先ほど事務局の方から説明がありましたように、次回の委員会から最終的な、この委員会でも公社の経営改革の最終の報告書の検討に入りたいと思いますので、そのたたき台を作っていただくというので、事務局の方から、森永委員と橋本委員にお願いしてというこ

とになっていますが、よろしいですか。了解してもらっていますか。
事務局の方と、また。

(事務局)

手前にご相談をさせていただきながら、公社の方にも状況をお聞かせいただきながら、準備をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

お二人に大変ご苦勞をかけることとなりますが、よろしく願いします。

両委員に作っていただきましたたたき台を基に、次回の委員会では意見を深めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。